

こころのすず

子ども自身の相談、子どもに関わる大人からの相談を受け付けています。

困ったことがあったときは、一人で抱え込まずに、先生や保護者、友達等、身近な人に相談することが大切です。

周りに相談できる人がいないとき、周りの人には相談しづらいときは、「こころの鈴」に相談してください。学校名や名前を言う必要はありません。

「みんながなかよく」なれたかな？

1学期ごとに、「みんながなかよく」なれたかどうかを振り返ることで、次の学期に「みんながもっとなかよく」なれるようにしようとする気持ちを高めています。

こころのすず(そうだん室)

みんなとなかよくなれなくて、かなしいとき、こまったときは、「こころのすず」にお話してください。

- いつ? 月～木・土曜日 1時～6時  
金曜日 1時～8時
- どうやって? でんわ 0120-200-195 (むりよう)  
メール kodomo-s@city.matsumoto.lg.jp  
あいに行く まつもとしゃくしょ おおてじむしょ2かい



「みんながなかよく」なれたかな?

1年間、「みんながなかよく」なれたかな?「とてもなかよくなれた」ときには◎を、「まあまあなかよくなれた」ときには○を、「あまりなかよくなれなかった」ときには△を書きましょう。

1学期	2学期	3学期



令和2年度 小学1～3年生向け子どもの権利学習パンフレット 「あかるいみらい」  
令和2年5月発行

発行 松本市・松本市教育委員会  
編集 松本市こども部こども育成課・松本市教育委員会学校指導課  
お問い合わせ 松本市こども部こども育成課 こども政策担当  
住所：〒390-8620 松本市丸の内3-7  
電話：0263-34-3291 ファックス：0263-34-3309

※ このパンフレットの名前「あかるいみらい」は、市内の子どもたちが考えてくれました。

令和2年度 小学1～3年生向け 子どもの権利学習パンフレット

あかるいみらい



ねん 組  
なまえ

子どもたちみんなが、元気に大きくなるためには、「みんながなかよくなる」ことが、たいせつです。  
それでは、「みんながなかよくなる」ために、まず、どんなことがたいせつなのか、いっしょに考えてみましょう!

☆毎年11月20日は、「松本子どもの権利の日」☆

あかるいみらい

平成29年度、市内の小・中学校5年生から中学2年生から公募し、決定した愛称です(4ページ下部記載)。

子どもの権利

子どもの権利とは、子どもが一人の人間として尊重され、成長、自立していくために欠かすことのできないものです。誰もが生まれながらにして持っており、日本国憲法や子どもの権利条約で保証されています。

松本市では、平成25年に、「松本市子どもの権利に関する条例」を制定しました。

このパンフレットでは、「みんながなかよく」をキーワードに、「子どもの権利」について学びます。

松本子どもの権利の日

条例第6条では、11月20日を「松本子どもの権利の日」と定めています。これは、1989年11月20日に国際連合総会で子どもの権利条約が採択されたことに由来しています。松本子どもの権利の日に合わせて、本市では、市内小・中学校で子どもの権利を周知する校内放送の実施をしているほか、市民フォーラムを開催しています。

# 「みんながなかよくなる」ために、たいせつなことは？

つぎの1から4の絵は、「みんなだいじ」という、お話です。小学生の「くまきちくん」は、いつもどおり、サッカーをして遊んでいましたが…。「みんながなかよくできている」と思う絵の番号に、○をつけながら、お話を読んでみましょう。「みんながなかよくなる」ために、まずは、どんなことが、たいせつでしょうか。先生やまわりのみんなと話し合ってみましょう。

回答例：くまきちくんとお友だちが、「みんななかよく」サッカーをして遊んでいるので、○をつけられる絵です。



回答例：くまきちくんが倒れてしまい、お友だちが心配しています。笑顔が消え、「みんながなかよくしている」イメージとは異なるため、○はつきません。

回答例：お母さんがくまきちくんを諭す場面で、「みんながなかよくしている」イメージとは異なるため、○はつきません。



回答例：お友達もお母さんも、くまきちくんを優しく見守っています。くまきちくん自身も「みんながなかよくなる」ために大切なこと（自分が大切にされていること・自分自身を大切にすること）に気がついたので、○をつけられる絵です。

①～④は、子どもの権利紙芝居「みんなだいじ」の要約です（紙芝居は、松本市子ども育成課で貸出をしていますので、お問い合わせください）。

条例前文には、「子どもは、自分の権利が大切にされるなかで、他の人の権利も考え、自他のいのちを尊び、子どもどうし、子どもとおとなのいい人間関係をつくることができるようになります。」と記されています。子どもは、自分自身に権利があること（自分を大切にすること、大切にされること）をとおり、他者にも権利があることを理解していきます。「子どもの権利」の保障に際しては、まず、子どもが、自身がかげがえのない存在であることを理解し、自らを大切にすることが重要です。

なお、条例では、子どもの権利のうち、次の4つを特に大切な権利としています。

- 主体的に成長する権利  
自分が大切に尊い存在であることを実感でき、主体的に成長していく権利
- 安心して生きる権利  
安全が確保されるなかで、差別や虐待、いじめなどを受けずに安心して生きていく権利
- 自分らしく生きる権利  
自分の考えや意見が受け止められ、年齢に応じて尊重され、自分らしく生きていく権利
- 社会に参加する権利  
遊びや学びをとおして仲間づくりができ、適切な支援を受けて社会に参加できる権利